

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	松山港土砂処分業務 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信哉 香川県高松市サンポート3番33号
契約締結日	令和6年3月15日
契約の相手方の氏名及び住所	大新土木株式会社 四国営業所 所長 久保 彰 愛媛県松山市築山町7番35号
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	23,361,800 円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	23,361,800 円
随意契約によることとした理由	松山港外港地区岸壁(ー13m)では岸壁延伸の工事により発生する床掘土砂(以下「発生土」という。)を処分するものである。 処分先については、工事施工場所の近隣で、発生土の受入れが可能な容量があることが必要であり、公共・民間も含めて近隣を調査した結果、上記条件を満たすのは、山口県山口市秋穂西千年3329-1の処分場のみであった。 また、養浜や干潟・浅場造成、海底の深堀跡の埋め戻し、造成中の埋立地への投入等が可能な場所も調査したが、処分が可能な場所はなかった。 以上より、会計法第29条の3第4項に基づき大新土木株式会社と随意契約を行うものである。
備考	契約期間は令和6年3月15日～令和6年6月28日